

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から同年12月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれたはずである。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和44年12月25日に払い出されたことが確認でき、当該払出時点で、申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能である。

さらに、申立期間直後の昭和45年1月から同年3月までの期間については、平成21年2月9日に未納から納付済みに記録が訂正されており、申立人に係る記録管理が適切でなかった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで

私の父は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続を行い、両親の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、昭和49年5月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であること、オンライン記録から、申立期間直後の50年1月から同年3月までの間の申立人及びその両親の保険料は49年9月30日に納付されたことが確認でき、当該納付時点においても、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であること、申立期間の保険料を納付してくれたとする父親及び母親は、60歳までの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 1388 (事案 1027、1183 及び 1314 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 52 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 52 年 4 月まで

私の父は、私が 20 歳の時に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれた。

第三者委員会への過去 3 回の申立てはいずれも認められなかったが、父が私の次に国民年金の加入手続を行った次姉は昭和 45 年 5 月 1 日に加入しており、また、申立期間当時に A 町役場 (現在は、B 市役所 A 町事務所) に勤務していた二人から当時のことを、私が聴取した内容を記載した文書及び「証言書」からも、父が私の保険料を納付してくれていたことは間違いない。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっているため、具体的な保険料納付状況等が不明であること、国民年金受付処理簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 5 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、これに対する再申立てについては、申立人の希望により、申立期間当時 A 町役場に勤務していた職員から、加入手続及び保険料納付について聴取したものの、その職員から具体的な証言を得ることができなかったこと、同町役場作成の国民年金保険料徴収簿には申立人の母親及び姉の保険料の納付記録は確認できるものの、申立人については確認できないことなどか

ら、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、これに対する再々申立てについては、申立人は、委員会の判断に納得がいかないとし、父親が保険料を納付していたと主張しているが、これは当委員会の上記の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、平成23年7月5日付けで訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 これに対して申立人は、父親が申立人の国民年金の加入手続を行った後に、次姉の加入手続を行ったと話していたとして、次姉の年金手帳の写しを提出しているが、当該年金手帳から、次姉の国民年金の資格取得日は確認できるものの、申立人についての加入手続が行われたことをうかがうことはできない。

また、申立人は、申立期間当時A町役場に勤務していた職員から、「父親が保険料を納付していたことについては、第三者委員会に文書で提出した。町の収入役という父親の立場としては、保険料を納付していたのではないか。保険料を納付していなかった人は少なかった。」旨を聞いたとして、その内容を記載した文書を提出しているが、元職員から提出された文書は、当委員会の照会に対する回答文書で、当時の担当業務及び申立人の父親から加入手続を依頼された記憶の有無に関するものであり、申立人の保険料の納付についての記載は無く、申立人の再申立ての際、当該元職員は「申立人の父親から国民年金の加入を依頼された具体的な記憶は無い。A町役場では、当時、保険料の未納者に対しては納付勧奨や免除の指導などを行っていたが、未加入者に対しては直接訪問するなどの加入勧奨を行っていなかった。」旨を証言しており、上記のとおり、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、当該期間は未加入期間であることから、申立人に対し保険料の納付勧奨が行われたとは考えにくい。

さらに、申立人は、「父親が申立人の保険料を納付していた。」とする内容が記載された、上記元職員とは別の元職員の「証言書」を提出しているが、当該元職員は、「申立人の父親と年金の話をしたことがあったことから、証言内容を申立人が書いた文書に署名・捺印したが、申立人の父親から具体的な保険料の納付方法については聞いていない。」としていることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から47年2月まで

私の母は、私が短大に在学していた昭和46年6月頃に国民年金の加入手続をしてくれ、両親が国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間が、国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳について、見たことは無いが、母親が所持していたはずであると主張しているが、申立期間当時における手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、自身の厚生年金保険の記録が漏れていることについて社会保険事務所（当時）へ何度か行ったことがあり、その際に申立期間が国民年金に未加入となっていることを教えてもらえれば、父親から保険料の納付状況を聴取することができたとする陳述書を提出しているが、このことは保険料納付をうかがわせる事情ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年9月まで

私は、昭和41年12月に元夫と一緒にA市役所へ行って国民年金の加入手続を行い、町内会の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和42年1月5日と記載されており、同年1月分から保険料を納付したはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年12月に元夫と一緒にA市役所で国民年金の加入手続を行い、42年1月以降の国民年金保険料を納付しており、自身が所持する年金手帳には初めて被保険者となった日が42年1月5日と記載されていると主張している。

しかしながら、申立人の所持するオレンジ色の年金手帳は、申立期間後の昭和49年11月以降に全国的に発行された三制度共通の手帳であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、申立期間後の51年7月23日に元夫と連番で払い出されたことが確認できる上、戸籍の附票から、申立人がA市へ転入したのは41年12月25日であるが、元夫の転入日は42年1月23日であることが確認でき、元夫が41年12月に同市において国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、特殊台帳により、申立期間直後の昭和49年10月から51年3月までの保険料を51年11月17日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、保険料と一緒に納付していたとする元夫も申立期間は未納であること、年金手帳の「初めて被保険者となった日」は保険料納付の始期を表すものではな

いこと、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は無く、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。